

辺を十分検討いたしましたして、そういう倉庫に対する補助金の問題は、将来その実現に向つて十分努力をすることをこの際申上げておきます。

○飯島連次郎君 それでは次に農業倉庫の融資の件についてであります。先ほどお答え頂いておるので、大体了解はいたしました。昭和二十七年打切りということではこれは極めて結果が不満足に行きますので、これは引續いて明年度の予算においても是非少くとも同程度は計上して欲しいということをお聞きしますが、これは予算措置としてはそういう準備を進めておいてはならないかと考えますが、この点をもう一度一つ食糧庁長官からも併せてお答えを頂きたい。

○政府委員(東畑四郎君) 先ほど政務次官の申上げましたように、補助金と融資との問題が関係いたしました。我々としては農業倉庫の整備のためには最大の努力をいたしておるのであります。目下事務的な調査を進めておる次第でございます。

○飯島連次郎君 それから次に、集荷資金に対する質問であります。政府では集荷に關して農業協同組合という系統組織が全面的にこれに協力をするという態勢を整えて着々この推進をしておることは御承知の通りであります。九州地区で申せばもうすでに来月の下旬、この関東地区にいたしましたも、すでに七月に入れば着々農業倉庫を目指して協同組合の窓口、倉庫等に殺到して参るわけでありすが、その場合にこれは政府だ、これはビル会社、こういつて必ずしもあつて煩雜な業務のうち経理上明確に区分すること

も至難な実情にありますが、少くとも協同組合に關する限りは、その取扱の全量に対して政府が集荷資金を融通して欲しいというのの一致した強い要望であります。是非そういうふうにして欲しいと考えるのであります。この点に關する資金の手当等を大体お伺いしたいとこう考えるわけであり。

○政府委員(東畑四郎君) 現在は食糧管理法改正前でございますので、資金は食糧庁が持つております財政資金だけでございすが、供出がなくなりました場合は用意をいたしまして、大蔵省と話し合ひをしてすでに完了いたしました。おりまして、それは国庫余剰金を農林中央金庫を通して、系統機関を通して末端の農協に流す、末端では日歩二銭七厘でございますが、サイト六十日の見通しをつけております。従いまして、国庫余剰金は相当量ございまして、政府の証券の発行がそれだけ減るわけでありすが、彼此融通できる仕組でございますので、政府に集まりますもの以外は農協の系統機関が系統販売ができません限りにおいて末端に財政資金が下りる、こういう話し合ひをいたしてあります。

○飯島連次郎君 次にこれは極めて細かな問題であります。検査手数料についてお伺いをしておきたいと思つて二十円ということになつております。私の原の一つの事例を以て比較をいたしますと、昭和九年の当時に一俵二銭でありましたが、現在では千倍に飛躍して二十円というのが現行の料率であります。これは農家の極めて零細な経済からいたしますと、高過ぎる

という声が多いのであります。それで今回の麦類の統制の解除に伴つてこの検査料は率上げてこれは国の負担にしてもらいたいという要望が起つておりますので、これを全部生産者の負担から外すという考え、それからもう一つは若しこれが一步譲つて、どうしても金額を国庫の負担にできないといつた場合は、どういふことを考えておいてはならないか、これらについては中央に輿論が反映しておる問題でありすが、これらについての政府、特に長官のお考えを伺つておきたい。

○政府委員(東畑四郎君) 麦類の検査手数料の問題は農産物検査手数料令で一俵二十円ということに決定いたしました。おりすが、従来は統制中ございまして、手数料はとらなかつたのでございすが、統制撤廃後は手数料をとるといふ方針で予算措置も考えておるのであります。政府といたしましては二十円の検査手数料を農家の負担にいたしますけれども、価格として二十円高く買うということによつて農民の負担を實質的に上げない、而も消費者のほうにはこれを一般会計から繰入れてもらひまして負担をかけないという形で農家負担の問題を解決いたしたい、こういうふうには考えられておる次第でございます。

○飯島連次郎君 只今のお答えは極めてはつきりしておるお答えで、私は満足をいたすのであります。ただ数量的に見てこれは必ずしも多い数量ではないと考えるわけでありすが、政府以外にこれを流渡したという場合には、検査手数料というものはまるく生産者、農家の負担になるわけであり

ます。そのことも考えると、今の手数料の免除なり軽減という問題がまだ残されておると思つて、そのことも考へてのお答えをもう一度煩わしいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) この法案は最低価格を保障するという建前でございますので、政府に売りますものを二十四円で買ひますれば、その地方における麦類の価格は、政府が底値を入れたことになりまして、集荷農産物は必ずそれ以上で売ることになりますので、二十円という負担は政府が買上げることによつて、これは農民の負担にならないで農民の手取になるという価格現象を起したいというのが狙いでございすが、

○飯島連次郎君 極めて具体的な御答弁で……私は満足はいたしません。一応この問題はこの程度にとどめておきます。

最後に、この価格の点に關して最近起つて参りました事例から、麦類の基礎になる米価の算定に關して全面的な非常な強い要望が出て参つておるのであります。それを一つこの際取上げて、是非これはお尋ねもしたいし、米價決定の場合の重要な資料にして頂きたい。こういう前提におきまして、二分ほど値上になつたことは御承知の通りであります。この電気料金の二割二分の値上の中には、電気事業における従業員の賞與二カ月分二十九億が含まれております。これはもう文句なしにきめて押付けられる料金であります。が、こういう措置はこれを押してやれば、只今正規の手続で算定しておるパリティのほかに少くとも米價決定

に對してはこういう電気の場合の二カ月の賞與に匹敵する価格、これも算定の中に織込むべきであらう、こういう要求であります。これは例えば小麦一俵に例をとれば三三百八十円高くなる、三百八十円も更にプラスしろ、こういうことになるわけですが、こういうことを価格決定の際に農民は、電氣に關しては一方的に押つておられて、そうして甘んじておるが、自分たちの生産物を売る、農産物の価格を決定する場合には、そういうことに關しては全然考慮の外に置かれていゝものであるか。これは農林省の当局においてはこういう要求に對してどういふふうにお答えになつておるか。それを一つ伺つておきたい。

○政府委員(東畑四郎君) 少し勉強いたしませんと、私的確に電氣料金の問題は推定をいたすわけには行かないのであります。パリティといつたものは、電氣料金も項目として取上げることは可能であります。電氣料金自体が上りますことは、農家の経済に對する電氣料のウェイトに於いて反映して来ることになるわけでありすが、電氣料金の値上そのものは農業パリティ指数に入り込む、こういうことで吸収し得るのじやないかと思ひます。それ以外のポータス的な問題が果して料金として出て来るのかどうかというところの問題については、もう少し検討しませんが、お答え申しにくいかと存じます。

○飯島連次郎君 若干話が何のほうに行つておるかと、ちよつと話を元へ戻しますが、パリティの中につた電氣料金を加えて欲しいという話ではない。つまり一般の物価をきめる場合

に對してはこういう電氣の場合の二カ月の賞與に匹敵する価格、これも算定の中に織込むべきであらう、こういう要求であります。これは例えば小麦一俵に例をとれば三三百八十円高くなる、三百八十円も更にプラスしろ、こういうことになるわけですが、

こういうことを価格決定の際に農民は、電氣に關しては一方的に押つておられて、そうして甘んじておるが、自分たちの生産物を売る、農産物の価格を決定する場合には、そういうことに關しては全然考慮の外に置かれていゝものであるか。これは農林省の当局においてはこういう要求に對してどういふふうにお答えになつておるか。それを一つ伺つておきたい。

○政府委員(東畑四郎君) 少し勉強いたしませんと、私的確に電氣料金の問題は推定をいたすわけには行かないのであります。パリティといつたものは、電氣料金も項目として取上げることは可能であります。電氣料金自体が上りますことは、農家の経済に對する電氣料のウェイトに於いて反映して来ることになるわけでありすが、電氣料金の値上そのものは農業パリティ指数に入り込む、こういうことで吸収し得るのじやないかと思ひます。それ以外のポータス的な問題が果して料金として出て来るのかどうかというところの問題については、もう少し検討しませんが、お答え申しにくいかと存じます。

○飯島連次郎君 若干話が何のほうに行つておるかと、ちよつと話を元へ戻しますが、パリティの中につた電氣料金を加えて欲しいという話ではない。つまり一般の物価をきめる場合

に對してはこういう電氣の場合の二カ月の賞與に匹敵する価格、これも算定の中に織込むべきであらう、こういう要求であります。これは例えば小麦一俵に例をとれば三三百八十円高くなる、三百八十円も更にプラスしろ、こういうことになるわけですが、

こういうことを価格決定の際に農民は、電氣に關しては一方的に押つておられて、そうして甘んじておるが、自分たちの生産物を売る、農産物の価格を決定する場合には、そういうことに關しては全然考慮の外に置かれていゝものであるか。これは農林省の当局においてはこういう要求に對してどういふふうにお答えになつておるか。それを一つ伺つておきたい。

○政府委員(東畑四郎君) 少し勉強いたしませんと、私的確に電氣料金の問題は推定をいたすわけには行かないのであります。パリティといつたものは、電氣料金も項目として取上げることは可能であります。電氣料金自体が上りますことは、農家の経済に對する電氣料のウェイトに於いて反映して来ることになるわけでありすが、電氣料金の値上そのものは農業パリティ指数に入り込む、こういうことで吸収し得るのじやないかと思ひます。それ以外のポータス的な問題が果して料金として出て来るのかどうかというところの問題については、もう少し検討しませんが、お答え申しにくいかと存じます。

に、物価構造の中に電気料金に関して
は少くとも正規の従業員の給与が一万
数千円となつておりました、国家公務
員に比べれば遙かに高い給与で決定さ
れておる。その上に今度決定された電
気料金というのは、二カ月分の賞與と
いうものがプラスされて、そして電気
料金というものの価格形成をされてお
る。こういうきめ方、こういう考えを
以てすれば、米価の価格の決定に対
しても当然この二割なり、これは二カ
月分のボーナスということですが、そ
ういう特別考慮がなされて然るべきで
あろう、こういう主張です。こういう
最近の事実を根拠にしてのこういう要
求に対しては、今度米価審議会なりが
正当の価格決定の機会に、特に農林御
当局としてはこういう点は十分参酌を
して価格をきめて欲しい。まあこうい
う要求です。これに対しての御所見を
一つここで披露をしておいて頂きた
い。

○政府委員(東畑四郎君) 農家と非農
家の結局生活水準と申しますか、所得
の均衡の問題だと存じます。具体的に
は労働という問題で一応比較をして参
る、或いは農家の購入いたします生活
用品というものの価格関係においてこ
れを勘案する、いろいろ考慮が要る
と思ひますが、具体的には労働という
ものをどう見積るかということによつ
てそれ自体は均衡を得るのじやない
か。そういう点につきましては、戦後
のバリエをとるといふこと自体も、
それに対する一つの解決の方法であり
ます。そのほか具体的項目について
の価格なり料金の考慮というものを均
衡するよりな形をとるべきであるとい
うように実は考えます。

○飯島連次郎君 今の問題について一
つ政務次官からお伺いしたい。
○政府委員(野原正勝君) 農民の生産
しました農産物価格が適正であるか否か
という問題、それについては従来やや
もすると、農民の労働力というものが
非常に過小に考えられておるといふ点
は、我々も非常に遺憾に考へておるの
であります。いわゆる農民の労働力に
ついては、ボーナスなどというものを
いう考え方は何ら考慮されたことを
聞かないのであります。然るに今回の
電力料金等につきましては、一方的に
お手盛りで二カ月のボーナスを加算し
て押しつける。而もこれが公益委員会
においてなされるというごときは、
私も農林省の立場におきましては甚
だしくどうも不均衡なように私は考へ
ます。電気料金のような国民生活の上
に非常に影響のあるものについて、而
もそれが公益委員会の名において二カ
月のボーナスを盛込んで、お手盛りで
以てその料金をきめるといふふうなこ
とが一方になされておる半面におい
て、農民の作つておる生産物はボーナ
スどころではない。現実に労働基準法
もなければ何もなし。朝から晩まで一
生懸命働いて作つておる現実におい
て、私は農産物価格というものの今後の
他の物価との均衡、或いは又農業と他
の産業との均衡という点において、こ
れは十分考へなければならぬ問題であ
らうと思ひるのであります。ただ具体的
に表の問題をきめる際にどういふふう
にこれをやるかという問題は、非常に
技術的にむずかしい問題であります
が、この法案の中にもいろいろな場合
を想定いたしまして、経済事情を参酌
し、或いは再生産の確保を旨として決

定するといふような修正をなされてお
るのであります。この辺の事情を十分
考へてきめなければならぬ。従つ
て農民の生産に対する動機と努力が、
十分価格の面においても現われる。そ
してまじめに一生懸命やつて生産に努
力をした人たちは、それに対する十分
な保障がなされるような価格形成のあ
り方ではないかと私は考へておる
のであります。その点は現実の
問題、ケースにつきまして十分慎重に
考へたしまして、米価審議会等に諮
りました上で決定をするようなこと
にしたいと、かように考へておる次
第であります。

○飯島連次郎君 只今の問題について
は次官の御答弁で了承いたします。
それからこれはここで即座に御回答
を頂く必要は認めませんが、これは食
糧庁長官にお願いをしておきます。新
らしい形式による特に米価に関する、麦
に関するいわゆる中間経費の内訳を一
つ資料としてお示しを願ひたい。この
委員会に成るべく速かなる機会にお願
ひいたしたい。

○山崎恒君 先ほど飯島委員からの質
問のように、大統制が解かれたら集
荷の資金の問題が一番これは中心にな
つて来ると思ひますが、その資金は
大統制において六十日のサイトで用
意しておるといふような点であります
が、その資金の問題は、これは農林
中金を通じて政府資金を出すといひ
まして、勿論これは無利子ではない
が、ところが今度は自由競争になるの
で、政府に売渡すものと、例えば先般
来から当委員会が質疑しております
が、生産地で或いは工場等のある所は
割り方手数料等が省けるので工場に引

渡す、工場に直接売るものが相当に出
て来るだろう、そうすると僻地の地
のものを政府がさらうといふような
結果になるといふような点を質疑し
たのであります。勿論この場合にそ
うした点は万止むを得ないといひま
しても、農業協同組合等の組織を活用
し、且つ又協同組合等の今後の運用の
面から考へましても、又協同組合の維
持育成といふような面から考へまして
も、協同組合が十分働けるような態勢
に誘導してやるといふのが政府の施策
でなければならぬ、かように思ひま
するが、そういう点から考へまして、
やはりこれは自由経済でありますの
で、潤沢なる資金であつて、而も安い
利子でなければ自由経済に太刀打ちが
できないという結果が、もうこれは当
然招来するといふよう関係からいたし
まして、この利子の問題、それから資
金をどのくらい出せるのか、この点を
一つはつきりとお伺ひいたしたいと思
ひます。

それからいま一つは、先ほどやはり
飯島委員の質疑でうなづけない問題が
あるのであります。例えば検査料の
問題であります。検査料は二十四円は
これはもう政府の買上げるものは価格
のうちに織り込んであるのだ、こうい
うことなんです。然らば政府に売渡
さない、例えば生産地にあるところの
工場に直接売渡すという場合に、政府
以外に売渡すものの検査料はどうなる
か、この点を一つはつきりしておか
ないといふと、あとで又いろいろ粉料の
種になると思ひますので、その点を一
つはつきりとお答へ願ひます。

○委員(羽生三七君) ちよつとお願
ひしておきますが、本日は出席委員の
御都合もそれとあつて、聞もなく採
決をいたしたいと思ひますので、若し
根本的な御意見でなかつたならば、成
るべく時間を割愛してお願ひしたいと
思ひますから、お含み願ひします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕
○政府委員(東畑四郎君) 金利の問題
でございますが、未端は先ほど申上げ
ました数字でございます。信連から單
協に二銭六厘、それから中金から信連
へ二銭四厘という一応計算をいたして
おきます。金額でございますが、これ
は価格との関係におきましてきまつ
て来る問題でありますので、政府原案に
ありますように、二十六年を米価の基
準といたしました場合には相当幅がこ
ざいますので、相当民間のはうの基金
が要するといふふうに思つておつたの
であります。米価審議会等のあれの通
り実行いたしますと、幅は相当縮まる
わけでありまして、それで相当民間の農
協に行く面があると思ひます。こうい
うことにつきましては現在八百五十
万円は玄米換算であります。持つて
おるのでありますから、その資金がそ
れだけ余つて来ることによつて国庫余
裕金が殖えるという関係で、国庫資金
は十分あり得るということになつてお
ります。而して政府以外のものにつ
きまして、農協が必要とするものは全額
融資するといふ方針で話し合ひしてお
ります。勿論これは回転いたしますの
で、一応六十日の回転率を考へており
ます。

もう一つの検査手数料の問題であり
ますが、検査手数料は、政府のもの
は二十四円で買つておりますので、農民
の負担にはならないわけでありまして、
農家が自由に売りますものについて

は、二十四の検査手数料を、収入印紙を貼つてもらわなければならぬわけでありませぬ。この点だけにつきますと、農民の負担でございませぬが、政府が二十四高で買わなければならないから、農家は政府に売るより有利でなければ売らなくては行けませんから、必ず二十四高で売れるという関係におきまして、農家の負担にならないというこを申上げておるのであります。政府は二十四高で買えばそれが最低価格を保障する、農家も民間に売るほうも二十四高で売れるのじやないかということ、農家の負担にならないと、こゝろは考へておられます。

○山崎 只今の答弁でよく了解いたしました。希望をいたしましては、集荷資金の面について希望を申上げておきます。八百万石の用意があるのでその資金は融通できると、こゝろふりな点でありますので、貸出に際しましては、大体各町村の集荷見込とか、期日とかいうようなものは、それぞれ組合系統を通じてわかつて来ると思ひますので、その資金は迅速に全額なり或いは一部前渡金なりの資金を一つ流してもらふというのを希望として申上げておきます。

それから次は検査手数料の問題であります。これははつきりと只今の答弁でわかりますので、組合で政府に売渡すものは二十四高でなければ売らないのだ。政府以外に売渡すものは、二十四高の代りということをはつきりとこれをさしておきますれば、今後の集荷の情勢から行きまして、今後の組合活動等が非常にはつきりすると思ひますので、その点をはつきりさせれば、私は了解がつくと思ひるのでこれは

答弁要りませぬ。それで了承いたしました。○西山 農七君 私は三点だけお尋ねしたいと思ひます。麦の統制が外れまして後におきまして、一番問題になりませぬのは、米食率の向上とその均衡化であります。これに対して政府は農業協同組合系統、商人系統を活用して麦の融通に特段の考慮を拂われて、戦前の自由経済以来麦を多く消費して自由な自由になりませぬと、節米を奨励して米の供出量を増加する、これ以外に私米食率の向上或いは均衡化の方策はないのじやなからうか、かように考へますが、これに対して政府はどういうお考えを持っておるか、これが第一点。第二点は食糧の統制以来、長い期間におきまして米食率は差別的でありました。米麦二合七勺というよりなことで不満を抑えて今日に至つておるのであります。麦を自由といたした場合には米のみとなつて、現在では……(簡単、簡単)と呼ぶ者あり)一カ月のうちに最高が二十日、最低が十五日間となつておるのであります。その間に各府県ごとに差違が表面化するのではありません。現在米の生産地におきましては、十八日以上二十日間の米を食糧としておるものが十九日あるのであります。十五日以内の部分の外米を四日間配給しておる所が二十日あるのではありません。かような次第でありまして、この不均衡を矯めて行くことは食糧行政上よろしくないと思ひます。この不均衡を是正するために緊急にあらゆる対策を講ずる必要があると思ひますのであります。これは対して政府はどういうようなお考えを持

ておるか、もう一点は麦の統制の廃止を前提といたしまして麦の買取りをやつておるが、これは延納制を認めまして運営が円滑に行われておる。併しなから政府の手持ち以外の変は今後自由になりませぬので、農協系統のほうは金融には万全が期せられておるようでありませぬが、商人系統におきましては、農協系統のほうに行かないのであります。この点におきまして、政府においては麦の流通を円滑化するために、商人系統におきまして組織化しておる系統に對しましては、農協系統と同じような金融措置をとらなければ、円滑に流通ができないと思ひます。この点につきまして政府の御所見を御願ひしたいと思ひます。(簡単々々)と呼ぶ者あり)

○政府委員(野原正勝君) 今の三点に關しましてお答え申上げますが、米食率の均衡化に對しましては将来意を用いて大いにできるだけ均衡化を図りたいと考へて努力をしたいと思ひます。それから集荷資金等につきまして、農協、いわゆる協同組合系統以外のものに關しても、それら御要望に副りよう努力いたしたいと存じます。

○委員(羽生三三君) 本案につきましては、大体質問も盡きたように思ひますので、これより討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませぬか。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(羽生三三君) それではこれより食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして、討論に入ります。なおこの際修正意見がございませぬら、修正案及びその修正理由を討論中にお述べを願ひます。

○小林 只今の議題である食糧管理法の一部を改正する法律案に對して、日本社会党第四控壘及び第二控壘所屬農林委員の共同提案として次のような修正案を提出いたします。先ず修正案を朗讀いたします。

食糧管理法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三條の改正規定中「改める。」を「改め、同條第二項中「参酌シテ」を「参酌シ米穀ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ」に改める。」に改める。
第四條の次に二條を加える規定中「二條」を「三條」に改め、同改正規定第四條ノ二第二項中(大麦、裸麦又ハ小麦ヲ謂フ以下同ジ)及び「又ハ其ノ生産者ヨリ委託ヲ受ケタル者」を削り、同項の前に第一項として次の一項を加える。

麦(大麦、裸麦又ハ小麦ヲ謂フ以下同ジ)ノ生産者ハ自己ノ生活上又ハ業務上ノ消費其ノ他農林大臣ノ指定スル用途ニ供スルため保有事ベキモノヲ除ク外其ノ生産シタル麦ヲ政府ニ売渡スベシ
同改正規定中第四條ノ三を次のように改める。
第四條ノ三 政府ハ毎年麦ノ秋期ノ播付期前ニ翌年産麦ニ付前條第三項ニ定ムル所ニ準ジテ買入ノ最低價格ヲ定メ之ヲ告示ス
麦ノ生産者ハ前項ノ規定ニ依ル告示アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産ニ係ル翌年産麦ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ売渡スベキモノノ予定数量ヲ政府ニ申告スベシ
前條第二項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ前項ノ規定ニ依リ申

告シタル予定数量ニ達スルマデノモノニ付テハ同條第三項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ最低價格ヲ下ルコトヲ得ズ
第四條ノ四 政府ハ其ノ買入レタル麦(麦ヲ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造シタル製品ヲ含ム)ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ販売業者(第八條ノ二第二項ノ販売業者ヲ謂フ以下本條ニ於テ同ジ)又ハ政府ノ指定スル者ニ売渡スモノトス
第四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
販売業者ヲ除クノ外何人モ營業トシテ麦及麦製品ヲ政府以外ノ者ニ売渡スコトヲ得ズ
販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府又ハ他ノ販売業者ヨリ買受ケタル場合ヲ除クノ外売渡又ハ業務上ノ消費ノ目的ヲ以テ麦及麦製品ヲ譲受クルコトヲ得ズ
前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ
第八條ノ二の改正規定中「同條第二項中「主要食糧」を「米穀類」に」を「同條第二項中「主要食糧ノ配給」を「米穀類ノ配給」に」主要食糧ノ「売渡」を「米穀類、麦又ハ麦製品ノ「売渡」に」に改める。
第八條ノ六の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第八條ノ六の次に次の一條を加える。

第八條ノ七 販売業者ガ米穀類、麦又ハ麦製品ヲ消費者(麦又ハ麦製品ヲ自己ノ生活上又ハ業務上消費スル者ヲ含ム)又ハ他ノ販売業者ニ売渡ス場合ニ於ケル價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第四條第二項

の次に二條を加える規定中「二條」を「三條」に改め、同改正規定第四條ノ二第二項中(大麦、裸麦又ハ小麦ヲ謂フ以下同ジ)及び「又ハ其ノ生産者ヨリ委託ヲ受ケタル者」を削り、同項の前に第一項として次の一項を加える。

麦(大麦、裸麦又ハ小麦ヲ謂フ以下同ジ)ノ生産者ハ自己ノ生活上又ハ業務上ノ消費其ノ他農林大臣ノ指定スル用途ニ供スルため保有事ベキモノヲ除ク外其ノ生産シタル麦ヲ政府ニ売渡スベシ
同改正規定中第四條ノ三を次のように改める。
第四條ノ三 政府ハ毎年麦ノ秋期ノ播付期前ニ翌年産麦ニ付前條第三項ニ定ムル所ニ準ジテ買入ノ最低價格ヲ定メ之ヲ告示ス
麦ノ生産者ハ前項ノ規定ニ依ル告示アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産ニ係ル翌年産麦ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ売渡スベキモノノ予定数量ヲ政府ニ申告スベシ
前條第二項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ前項ノ規定ニ依リ申

告シタル予定数量ニ達スルマデノモノニ付テハ同條第三項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ最低價格ヲ下ルコトヲ得ズ
第四條ノ四 政府ハ其ノ買入レタル麦(麦ヲ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造シタル製品ヲ含ム)ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ販売業者(第八條ノ二第二項ノ販売業者ヲ謂フ以下本條ニ於テ同ジ)又ハ政府ノ指定スル者ニ売渡スモノトス
第四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
販売業者ヲ除クノ外何人モ營業トシテ麦及麦製品ヲ政府以外ノ者ニ売渡スコトヲ得ズ
販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府又ハ他ノ販売業者ヨリ買受ケタル場合ヲ除クノ外売渡又ハ業務上ノ消費ノ目的ヲ以テ麦及麦製品ヲ譲受クルコトヲ得ズ
前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ
第八條ノ二の改正規定中「同條第二項中「主要食糧」を「米穀類」に」を「同條第二項中「主要食糧ノ配給」を「米穀類ノ配給」に」主要食糧ノ「売渡」を「米穀類、麦又ハ麦製品ノ「売渡」に」に改める。
第八條ノ六の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第八條ノ六の次に次の一條を加える。

第八條ノ七 販売業者ガ米穀類、麦又ハ麦製品ヲ消費者(麦又ハ麦製品ヲ自己ノ生活上又ハ業務上消費スル者ヲ含ム)又ハ他ノ販売業者ニ売渡ス場合ニ於ケル價格ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第四條第二項

の次に二條を加える規定中「二條」を「三條」に改め、同改正規定第四條ノ二第二項中(大麦、裸麦又ハ小麦ヲ謂フ以下同ジ)及び「又ハ其ノ生産者ヨリ委託ヲ受ケタル者」を削り、同項の前に第一項として次の一項を加える。

麦(大麦、裸麦又ハ小麦ヲ謂フ以下同ジ)ノ生産者ハ自己ノ生活上又ハ業務上ノ消費其ノ他農林大臣ノ指定スル用途ニ供スルため保有事ベキモノヲ除ク外其ノ生産シタル麦ヲ政府ニ売渡スベシ
同改正規定中第四條ノ三を次のように改める。
第四條ノ三 政府ハ毎年麦ノ秋期ノ播付期前ニ翌年産麦ニ付前條第三項ニ定ムル所ニ準ジテ買入ノ最低價格ヲ定メ之ヲ告示ス
麦ノ生産者ハ前項ノ規定ニ依ル告示アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ生産ニ係ル翌年産麦ニシテ前條第一項ノ規定ニ依リ政府ニ売渡スベキモノノ予定数量ヲ政府ニ申告スベシ
前條第二項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格ハ前項ノ規定ニ依リ申

〔第四條ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム〕ノ規定ニ依ル価格ニ必要ナル経費ノ額ヲ加ヘテ得タル額ヲ基準トシテ政府之ヲ定ム販賣業者ハ前項ノ價格ヲ超エテ米穀類、麦又ハ麥製品ノ売渡ノ價格ヲ契約シ又ハ受領スルコトヲ得ズ第三十條ノハノ改正規定中「米麦等」を「米穀」に「米麦等」を「米穀及麦」に改める。

第三十二條ノ改正規定を次のように改める。
第三十二條第一項中第三号を第四号とし、第二号中「第八條ノ四第二項」を「第八條ノ四第三項」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四條ノ四第三項又ハ第四項ノ規定ニ違反シタル者
第三十二條第二項中「前項第三号を「前項第四号」に改める。
第三十二條の次に次の一條を加える。

第三十二條ノ二 第八條ノ七第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス
附則第四項中第三條の改正規定を削り、第十一條の改正規定中「もみ、玄米」を「米麦」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とする。

附則第二項中「第四條ノ三第二項」を「第四條ノ四第二項」に「売渡の予定価格」を「売渡の価格」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 改正後の食糧管理法第四條ノ三の規定は、昭和二十七年年度の麦に

第九部 農林委員会會議録第三十八号 昭和二十七年五月二十一日

ついで、適用しない。

以上であります。続いて提案の理由についてその骨子となることを説明いたします。本改正法律案の主なる目的は、従来行われて来ましたが麦類の供出及び配給制度、即ち麦類の統制を廃止せんとするものであります。而してその理由として、政府は、我が国の食糧事情は大いに改善せられ、なかならず麦類については供給及び価格とも顯著に安定を見るに至り、今後何らの不安なく推移し得るものと見込まれると述べられておるものであります。然るに食糧の供給が緩和せられたと言ひ、又麦類の供給に心配がないと言つても、これは米について約百万トン余、麦類について玄米換算約二百四十万トンの輸入を前提としてのことでありまして、全く仮想的な安定と言ふべきであります。而してこれら外国食糧の輸入に於いて政府においては極めて稟懇せられておるようでありまして、併し輸入食糧の確保は全面講和に對する國民の熾烈なる希望にもかかわらざり、これを期待することが困難なよう

な緊迫せる国際情勢において、且つ又輸出貿易が漸く凋落の兆を示さんとしておる経済事情において、手放しに棄断することが許されるものでないことは当然であります。政府が米の統制廃止を主張いたしましたのはつい先日のことでありまして、然るにその後幾ばくもなく今や政府は米食率の維持に苦慮しておることは、この辺の事情を明確に物語つておるものと考へます。仮に幸い輸入食糧が予定の通り確保できるといたしましても、これは無償であらうわけでは無いのであります。四億ドル以上上る巨額の国幣を費さな

ければならないのであります。かようなことは、その基礎の脆弱である我が国経済のためには堪へ難い負担と言わなければならぬのであります。外国食糧の輸入は一粒でもこれを節減するよう心がけなければならぬと考へるのであります。而してかかる事態に對処するの途は、一方においては極力国内食糧の確保に努めると共に、他方においては配給の公平を期して、食糧のロスを除くことと考へます。かように考へて参りますと、かかる仮想的な安定を前提として、單に政府手持の市場操作に任せて麦類の統制を廃止するがごとき政府今回の意図は、突に暴挙と言わなければなりません。併しながら戦時、戦後に亘つて行われた苛酷な供出制度及び窮屈なる配給制度は排除せられなければならないのであります。かような諸事情を勘案いたしまして、ここにとられるべき方策は、麦類の生産者の自由申告に基く政府に對する供出と、煙草にその例を見るやうな、麦類及びこれが加工製造品の登録取扱者の一定のルートを通じて公定価格による自由販売であると考えます。かかる観点に立つて麦の管理方式を改正せんとするのが本修正案を提出する理由であります。

以上が修正の骨子であります。○松永義雄君 只今議題となつております食糧管理法の一部を改正する法律案について、小林君の提案されました修正案に賛成するものであります。その理由は、すでに食糧の不足を憂へられておる小林君の意見によつて明らかになつたのであります。御承知のように、今年度における貿易收支の去る三月頃安本の提出したる見通しに

よりましたものが、その後貿易情勢の

変化によりまして、非常な貿易金額の減縮を見らるやうな状態になつておるのであります。この点については、当委員会において安本の政府委員でし

たか、御答弁があつたやうでありまして、すでに十六億ドルの輸出額を見込んでおつたのが、今日に至つて見ると十三億ドルくらいに見通しをしなければならぬといふことであつたのであります。然らば我々常識として、輸出額が減りますれば、当然輸入額も減つて来る数字になるのであります。これに對して特需、新特需があるといふやうな、こゝ言訳がましいやうな答弁がありましたが、この数字はすでに最初の本年度の貿易收支の見通しの当初に明らかになつておるところでありまして、改めてここに變化を生じたものでは無いのであります。然らば、それではほかの鉱工業品原料を節約すればいいのではないかと、こゝういふ議論も出ると思ふのであります。そこに外貨の割当について大きな困難を生ずるといふことだけは、ここに判断し得ると存するのであります。而も当委員会では明らかにせられておるやうに、麦の価格といふものが値上りを來たしつとあり、或いは政府原案のごとく、麦の統制が外されるやうになると、麦が一体食糧のほうに廻る部分が今まで通りであるかどうかといふことが、これ又非常に疑わしくなつておるのであります。

こゝういふ一体情勢の下において、すでに統制といふものは物の不足の場合において行なわれておるのであります。ところがこの物の不足、麦の不足といふものが憂へられておる際に、これを急いで何のために急に統制を外さな

ければならぬかといふ理由を解釈するに苦しむのであります。更に政府原案によりまして結論を直ちに申上げれば商人が介在するといふことを認めることになつて行くのであります。即ち曾つての米価の調節のときにも言われたやうに、麦がこの商品として売買の對象になるといふことになりまして、先ほど同僚委員の御質問があつたやうに、中間経費は一体どれくらいになるのか、こゝういふ御質問があつて、まだその答弁は次に譲られておるやうであり

ますが、ともかく商人の手に移れば中間経費が殖えることだけは、これは過去の例に徴して明らかであるのであります。一体それは誰が負担されるかといふことになると、生産者或いは消費者のいずれかが負担することになるのではないかと思ふのであります。更に先ほど東軍協に對する金融の措置について御質問がありました。こゝういふ商品を対象として、必ずや民間資本がその商品を目標として暗躍するに至るといふことも、これも想像されるのであります。我々は今日のこの苦しい米麦の統制については意見がありますが、併し手放しに麦の統制を外されるということは、こゝうした商人の利潤獲得の對象となり、更にその背後にあつては、金融資本が跋扈して來るといふことを考へなければならぬと思ふのであります。製粉工場において若し統制が外されるといふと、すでに今日においても製粉工場においては大きな商社が資金が豊かであるから、買入が容易であるけれども、中小製粉の工場は非常に金融の点から苦しんでおるといふことを承知いたしておるのであります。終

要するに政府の原案といふものは、終

ればならぬかといふ理由を解釈するに苦しむのであります。更に政府原案によりまして結論を直ちに申上げれば商人が介在するといふことを認めることになつて行くのであります。即ち曾つての米価の調節のときにも言われたやうに、麦がこの商品として売買の對象になるといふことになりまして、先ほど同僚委員の御質問があつたやうに、中間経費は一体どれくらいになるのか、こゝういふ御質問があつて、まだその答弁は次に譲られておるやうであり

ますが、ともかく商人の手に移れば中間経費が殖えることだけは、これは過去の例に徴して明らかであるのであります。一体それは誰が負担されるかといふことになると、生産者或いは消費者のいずれかが負担することになるのではないかと思ふのであります。更に先ほど東軍協に對する金融の措置について御質問がありました。こゝういふ商品を対象として、必ずや民間資本がその商品を目標として暗躍するに至るといふことも、これも想像されるのであります。我々は今日のこの苦しい米麦の統制については意見がありますが、併し手放しに麦の統制を外されるということは、こゝうした商人の利潤獲得の對象となり、更にその背後にあつては、金融資本が跋扈して來るといふことを考へなければならぬと思ふのであります。製粉工場において若し統制が外されるといふと、すでに今日においても製粉工場においては大きな商社が資金が豊かであるから、買入が容易であるけれども、中小製粉の工場は非常に金融の点から苦しんでおるといふことを承知いたしておるのであります。終

要するに政府の原案といふものは、終

ればならぬかといふ理由を解釈するに苦しむのであります。更に政府原案によりまして結論を直ちに申上げれば商人が介在するといふことを認めることになつて行くのであります。即ち曾つての米価の調節のときにも言われたやうに、麦がこの商品として売買の對象になるといふことになりまして、先ほど同僚委員の御質問があつたやうに、中間経費は一体どれくらいになるのか、こゝういふ御質問があつて、まだその答弁は次に譲られておるやうであり

戦後物資の不足せる状態に商人たちが一つでも余計に商売の対象を作らうという魂膽のあるという事は、これははつきりいたしております。常々言われておるように、麦にしても或いは米にしても生活の絶対必需品である、これを道具にして取引をしたら、そこに大きな儲けが生ずるといふことが直ちに想像されるのであります。昔米が幾たびか取引所の投機の対象となつたといふことは、我々が喋々するまでもないのであります。こうした政府原案に對しては、我々は満腔の不滿の意を表せざるを得ないのであります。新らしき管理方式によつて表を統制して行こうという小林君の修正案に對して賛成するものであります。

○片柳眞吉君 私も小林君の提案いたしました修正案に、枝葉末節の点では若干不足の点がありますけれども、大綱といたしましては、私の所見と合致をいたしますので、以下述べる理由によつて賛成をいたすものであります。特にこの表の統制撤廃の問題は、單に麦だけの問題ではないと私は理解をしております、やがてこれは米の統制撤廃の問題にも関連をいたす問題でありますので、以下理由をはつきりいたしまして反対をするものであります。

第一は、第十国会でありましたか、勿論今回の案のほうが、大分政府においてもいろいろ勉強された跡は私は認めるわけでありますが、併し統制を解除するという方向では、第十国会の案と方向は同じでありまして、従いまして、我々はこの前の反対した條件と、今日の條件とが果して改善をされておるかということを見ることが必要が

あると思つておられます。私の見るところでは、この前と情勢の變つて参りましたのは、第一には、前のときよりも外貨の蓄積が或る程度増えておるといふ点、一つのプラスであると思つておられる、それからもう一つは、ともかく客観情勢としては麦の統制は實際上崩壊をしておる、この事実を私は前と違ふ点であると思つておられます。併し外貨の蓄積にいたしましては、只今松永さんから述べられましたように、私も今後の外貨の蓄積につきましまして、必ずしも樂觀をしておらないのであります。貿易関係においても、安

本の計画も実際には相当これはむづかしい状況に入つておられますし、又特需、新特需にいたしましては、これはなか／＼思つておられる、これはは期鮮動乱という偶発的な事情によつて或る程度外貨の蓄積はできましてけれども、併し今後は決して樂觀を許さない。而も国際小麥協定等の空気が、外麦等の輸入価格も上るといふやうな情勢も見えないこともないと思つておられます。そういう点から私には外貨蓄積ということが根本的に改善をされたとは見ておられないのであります。特に統制を解きますれば、消費の規制が解けて参りますから、当然に国内の麦の消費も殖えて参りますし、又政府の企図する政府の手持表で国内の需給なら、価格の調整をするということになりますれば、絶対不足量プラス予備量を入れなければ、その操作は困難なわけでありまして、その操作は困難なわけでありまして、そういう輸入数量も増大こそすれ減少する見込みがな

いというより私は段取りになると思つておられます。そういう点から關連いたしましたとしても、外貨の蓄積は確かにこの前のときよりも或る程度殖えておられますけれども、今言つた理由で決して樂觀を許さないといふ点が第一の点であります。

それから第二の点は、情勢の變化は麦の統制が實際上崩壊をしておる。これは私は事実としてこれを認めるわけでありまして、併し誰がこの麦の統制を崩壊したかという問題に入りますと、これは私はやはり政府の取締りが殆んどされておらない。これは過般の予算委員会で、私が直接國警當局に質問したところによつてもそれははつきりしておるわけでありまして、而も昨年の麦は非常な豊作だつた。豊作の下において取締りが励行されておらぬといふ二つの事由で、確かに現在の麦の統制は實際上は麻痺しておられますが、併し今言つたやうな理由でかような情勢が生まれておるわけでありまして、これをとらえて直ちに統制を解いてもよろしいといふわけには私は参らぬと存するのであります。

それから第三の理由といたしましては、小林君から説明がありましたように、農村側で最もまあ嫌つておられると言いますか、歡迎しておられない従來の供出割当を自主的な割当に改める。こういうことにしますれば、何もこれを自由販売にする必要は私はないと思つておられます。政府の買入価格が再生産を保障できる程度の適当な価格で決定されれば、むしろ安心して政府に一元的に売ることのほうが、却つて私は農家経済の面からも望ましいと思つておられます。而も昨年あたりの麦の供出の實際を見て参りましても、例えばビール麦等は農村から

政府の割当以上に買つて欲しいといふむしろ運動が昨年は起きたわけでありまして、それに対して政府当局は必ずしも当初から全面的に買取りという態度は示しませんで、いろいろ運動の結果むしろ政府に買つてもらつたといふことになつておられますから、私は政府の買入価格が相当でありますれば、相当の自主供出でも數量が集まつて来ると思つておられます。その意味でこの供出割当を自主的に改める時期が来ている。こうしますれば、管理制度の大きな欠陥は除去されるわけでありまして、併し、こういう点においても修正案に賛成をいたすものであります。

それから次に私が修正案に賛成いたしますことがむしろ私は一番大きな点であります。それは主として消費者の面から見ました立場であるのであります。と申しますものは、本年度の三百五十一万トンの小麦の輸入には約四億二千万ドルの貴重な外貨を要するわけでありまして、そのうち麦に對する外貨の割当は約二億三千万ドルであります。かような貴重な外貨を支拂い、又国内的には消費者に對して大体現行通りの消費者価格を維持するといふ建前から、小麦全体では二百七十億、このうち麦に關しては百三十億の輸入補給金を出しておるわけでありまして、併しこれは政府が売却する場合にしかその補償はないのであります。末端の配給は当然にこれは折角百三十七億の麦の補給金を出して、末端の消費者が買取りの場合においては、補給金を出した建前である現行価格で自由に購入し得るといふ保障はないのであります。その点からも

我々は反対をいたすのであります。ただこの場合におきましても、小麦のほうは國際的な商品でありますから、外貨を惜しまない限りは或いは自由に買付ができますし、又品質も概して良好でありますから、小麦については或いは政府の所期するやうな政府手持小麦の自由なる操作によつて価格調整もできるところの大変と稗麦につきましては、これは遺憾ながら國際的な商品ではないのであります。若干小麦を外國から買つておられますけれども、小麦のように自由に買付けることはこれはできないのであります。そういう点からも、折角補給金を出しながら、末端においては現行価格以上に上るといふ危険性は精麦についてはあるのではないかと、私には心配をいたすのであります。そういう点からも修正案に、私どもは配給統制を続けるという立場でありますから、賛成いたすものであります。

もう一つは消費者の米の配給量の点であります。今言つた消費者価格が少くとも精麦については上昇することを防がないといふ危惧を持つておられますが、もう一つは配給量の問題であります。これは政府の説明によりまして、小麦の統制を外しますれば、大体現行通りの米食率の米だけの配給量にこれを切替える、二合七勺のうちで従來米で配給しておりました分だけを、今度は米の配給量として続けるということでありまして、これは一般消費者の配給率も現行通りの米食率を配給量に切替えるといふに加えて、労働加配についても大体現行の労働加配のうち米で配給しておる分だけを持続するとい

うわけでありまして、これは私は消費者の面からしめると極めて大きな問題であると思つております。特に今年度の米の供出は、御努力をされておるようでありまして、二千五百万石僅かしか国内の米の供出はないのでありまして、外米についても随分世界各地から二百ドル以上の高い値で買つておるような状況であるのであります。従いまして、このまま米だけの配給量にいたしましたらば、私の見るところでは従来米食率も場合によつては、消費地においては低下をする危険性さえあるのじやないだらうか、特に私が心配いたしますのは、従来米の生産県に米を運んで、それと見返りで消費地へ米を出すという振替操作が困難になるわけでありまして、むしろ現行の米食率が維持できない。生産地は大休産米で一合八勺程度の配給が保障され、消費地のほうは外米を含めて二合三勺程度の場合によつては危険である、こういう生産地、消費地の間に配給量にかよふな差等をつきますことは、国民生活、特に消費地の国民といたしましては非常には大きなハンディキャップと見なければならぬと思つております。従つて私どもは或いは小麦に關しましては、先ほど言つたように外国からも自由に買付け得ますし、又品質もよろしいわけでありまして、小麦粉関係のものはこれは外すことが、或いはその時期が来ておるかとも存じますけれども、米と一緒にこれを炊さんいたしますところの精麦に關しては、これは少くとも消費地の米の配給量の少ないところを補完する意味で、いわゆる粒食部分だけは少くとも私どもは当分の間

配給制を続けること、これが私は適当ではないかと思つております。これは我々が巷の實際の声を聞きまして、米の販賣店へ行つて米と押麦が大体一緒に買えるということが實際の市民の声であることを私は確信をいたしておるのでありまして、以上の理由から、枝葉末節の点では若干私どもも意見がございますけれども、大綱といつたしましては、以上申し上げました私の論議と合致をいたすわけでありまして、小林君の修正案に賛成をいたす次第であります。

○加賀操君 私は今議題となつております食糧管理法の一部を改正する法律案に對して、緑風会所属委員有志並びに自由党、改進党及び民主クラブ所属委員の共同提案を以て修正案を提出いたします。先ず修正案を朗読いたします。

食糧管理法の一部を改正する法律案に對する修正案

食糧管理法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三條の改正規定中「改める。」を「改め、同條第二項中「參酌シテ」を「參酌シ米穀の再生産を確保スルコトを旨トシテ」に改める。」に改める。

第四條の一部を改め同條の次に二條を加える規定中「に改め同條の次に次の二條を加える。」を「に、同條第二項中參酌シテ」を「參酌シ消費者ノ家計ヲ安定セシムルコトヲ旨トシテ」に改める。」に改める。

同改正規定中第四條ノ二の前に次のように加える。

第四條の次に次の二條を加える。
同改正規定第四條ノ二第一項中

「申込に應ジテ」の下に「無制限ニ」を加え、同條第二項を次のように改める。
前項ノ場合ニ於ケル政府ノ買入ノ價格、政令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十五年産及昭和二十六年産ノ麥ノ政府ノ買入ノ價格ヲ平均シテ得タル額ニ農業者ノ支拂フ價格(物及役務ニ付農業者ノ支拂フ價格等ノ綜合指數ヲ謂フ)ヲ乘ジテ得タル額ヲ下ラザルモノトシ、其ノ額ヲ基準トシテ麥ノ生産事情其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シ麥ノ再生産ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム

同改正規定中第四條ノ三第一項を次のように改める。
政府ハ其ノ買入レタル麥(麥ヲ加工シ又ハ之ヲ原料トシテ製造シタル製品ヲ含ム)ヲ隨意契約ニ依リ売渡スモノトシ農林大臣ニ於テ隨意契約ニ依ルコトヲ不適當ト認ムルトキハ入札ノ方法ニ依ル一般競争契約又ハ指名競争契約ノうち農林大臣ノ選定スル競争契約ニ依リ売渡スモノトス

同改正規定第四條ノ三第二項及び第四項中「標準價格」を「標準売渡價格」に改め、同條第三項を次のように改める。
前項ノ標準売渡價格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ家計費及び米価其ノ他ノ經濟事情ヲ參酌シ消費者ノ家計ヲ安定セシムルコトヲ旨トシテ之ヲ定ム

第八條ノ二の改正規定中「若ハ」を「又ハ」に改める。
以下であります。續いて修正の理由を簡単に説明いたします。

表類の供出配給制度即ち統制を廢止

することににつきましては、賛否区々であります。本改正法律案の提案理由の説明に述べられておる「表類については供給に於いて又價格において顯著に安定をみるに至つた次第であつて、今後においても、従来と同様の措置を講ずるならば何らの不安なく推移し得るものと見込まれる」という政府の言明に信頼し、その努力を期待して原則的に政府の提案に賛成するものであります。併しここに懸念せられる問題は、統制廢止後における表類の生産者價格の低落と逆に消費者價格の騰貴であります。衆議院においてもこの点を心配して、これが防止に關する決議が行われておるものであります。従つてかような観点からこの点を骨子として次のように修正する必要を認めておるのであります。

第一は、本改正法律案並びにこれに對する衆議院の修正及び決議を通過いたしましたこと、今回の改正の主眼が表類の統制を廢止することにあるため、その点にとらわれた結果のためであり、その点に於いては、消費者價格に對する、生産者價格に對する、格に對する、生産者にとつても又消費者にとつても、より重要な關係にある米との比較において均衡を失つておる感がありますので、主食として米は同列に取り扱ふべきであるという米表一體論を尊重し、その原則に即応して米と表とは兩者を通じ、政府におけるこれが買入價格及び売渡價格を決定するに當つては、大体同じ基本方針を以て行はるべきこととしたのであります。

第二は、衆議院において行われた決議による政府における表類の買入價格及び売渡價格の決定方法はその表現に

おいて誤解を招き、又明確を欠いておるところがあり、且つかような決議が行われて、政府においてもこれを誠実に実行する決意があるものであるから、これを單に決議にとどめず法制化する

ことが当然なことと思われまして、この決議の内容を説明してその趣旨に従つて表類の政府の買入及び売渡價格の決定及び無制限買入等に関する事項を明確に法制化することとしたのであります。

第三は、表の消費者價格の適正安定に資するために表の輸入補給金の制度が存続せしめられることはこれを諒とすると、少くともある種の輸入補給金を支出して表を引下げ、然るに一方において競争入札によつて売渡を行なつて、表の價格の引上げを行つことは政策上矛盾であると思われまして、かかる矛盾を除くため、表の売渡は原則として隨意契約によることとしたのであります。

以上が修正案を提案する理由の概要であります。

○小林平君 只今加賀君から本改正法律案に對して修正の意見が出ましたのでありますけれども、只今の御説明を承りますと、これは政府提案の改正法律案に對して、何ら本質的な修正を加えるものとは言いがたいのであります。従つて私は先ほど提案いたしました修正案に對する説明並びに松永、片柳両委員の賛成演説の趣旨によりまして、當然私たちはこの微温的な修正案に反對いたすのであります。甚だ簡單でありますけれども、本案に對して反對いたします。

七

○飯島連次郎君 只今議題となつております食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院の送付案に對して、加賀委員を代表として提案せられた修正を加えて賛成するものであります。

国民食糧の需給は最近著しく緩和せられた感がありますが、併しその真相は決して樂觀を許さないのであります。従つて国内食糧の確保は須臾もこれをゆるがせにすることができないのであります。併しながら戦時戦後を通じて久しい期間に亘る主食の厳しい供出制度と煩わしい配給制度とは、生産農家を苦しめ、甚しき萎靡せしめ消費階層をして著しく憂鬱ならしめ、社会生活を重苦しく圧迫して、国民の怨嗟の的となつておることも蔽うことのできない事実であります。かような重圧から一日も早く脱却いたしたいことは大衆の切なる念願であります。かような時に当りまして、政府は、「我が国の食糧事情は逐年著しく改善をみるに至り、食糧の不足から来る国民食生活の不安定やこれに起因してインフレーションを促進するといつた事態は次第に解消し、なかんずく麦類については都市家計において価格は安定するに至り、配給の面においても相当数量の配給辞退がみられ、需給においても価格においても共に顯著な安定を見るに至り、而して今後における麦類の需給についても、これまでと同様に万全の措置を講ずるならば、国内生産の維持と相俟つて輸入食糧も十分確保し得ると考えられ、何らの不安なく推移し得るものと見込まれ、かような事情から判断して麦についてははやく供出配給制度を続ける必要は極めて薄くなり、統制を廃止し

ても社会経済に不安を與える虞れはない」との見解を以て本法律案を提出するに至つたのであります。考えようによつては真に朗報とも言うべきであります。而も今回と同様な趣旨による食糧管理法の改正法律案は過去の昭和二十六年三月第十回国会に政府から提出せられ、未だその時期にあらずと見解の下に不成立になつたのであります。爾來一カ年余、恐らく政府は今日あるを期待して研究の上にも研究を重ね、準備の上にも準備を積まれたものであらうと考えられ、政府今回の措置は確固たる決意と万全の準備の下に事を処せられたものと信じておるのであります。

私は、かような見解を以て政府の言明に信頼し、政府の努力を期待して、今回は政府の措置に原則的に賛成するものであります。併しながら、たとえそれが好ましいものではないといはしめて、長い間馴らされて来た統制を廃止するに當つては、幾多の混乱の防止に万善を期さなければならぬのであります。従つて政府の原案をそのまま鵜呑みにするわけには参らないのであります。最小限度の修正は是非ともこれを加えなければならぬと考へるのであります。本法律案が可決されますれば、麦類の統制は廃止せられ、シーザーはすでにルビコン河を渡つたわけでありませう。事、主食に関する限り問題は寸時も待つたなしであります。政府は国内食糧の増産に、外国食糧の輸入に、最善の努力を以て事に當り、農家の再生産確保に、又消費者の生活の充実、いやくしくも遺憾なくからしめるよう、この際嚴重な警告を發しておくものであります。

○宮本邦彦君 只今議題となつております食糧管理法の一部を改正する法律案につきまして、私は自由党を代表して、衆議院送付案に、加賀委員を代表として提案せられた修正を施して賛成するものであります。

終戦後まさに六年有半、その間米国の協力の下に我が国国民一致の努力によつて国内経済は漸次復興いたして参りまして、大方の物資についてはすでに自由市場が回復して、多年の要望に於いて国民生活に安心と明朗を取戻したのであります。然るに食糧につきましては、今日においてもなお戦時戦後におけると殆んど変わらないような強力な統制が行われておるのであります。これは、国民経済に暗影を投じ、速かに統制の不便から解放して、農家に対してはその生産した食糧、農作物を自由に販売することができるとなし、消費者にとつては食糧の消費について質と量との自由な選択の途を開き、明朗潤達な国民生活の復活を希う声は街に満ち溢れているのであります。併しながら、非常に関することでありませう。非常に重大なことであります。従いまして、これは寸刻も停頓が許されないのでありますから、これが取扱については慎重の上にも慎重を期さなければならぬことは勿論であります。

政府は先に麦の統制廃止を計画いたしまして、これが必要な法律案を国会に提出したのであります。大方の賛成を得るに至らず、その実施を見る運びとならなかつたのであります。爾來一年余、その当時の経緯に鑑み、更に検討に検討を重ね、万般の準備を整えて、麦については統制を廃止しても何ら不安、支障がないとの確固たる自信を以て今回本法律案を提案するに至りましたことは、誠に時宜を得た措置と考へなければならぬのであります。而も今回の提案によれば、統制を廃止いたしましたも、その後における麦類の需給並びに価格の調整に備えて輸入食糧は政府が全部買入れ、而も従前通り補助金を支出することとなつておるのであります。又生産者には麦類を自己の欲するままに自由に販売することができるとなつておるのであります。一方、市場が不利になつたような場合には、政府に販売を申込み、如何に安いときでも再生産の確保を旨としてきめられた価格で無制限に買入れてもらうことができ、販路と最低価格が保障せらるることとなり、更に消費者に対しては、政府の手持ちする麦、而もその大量を占める外麦については補助金によつて価格が引下げられておる麦の市場操作によつて流通の円滑を期し、その価格は消費者家計の安定を旨として価格を安定せしめらるることとなつておるのであります。又学童給食等に対しましては、特別に安い麦が供給せらるることとなり、生産農家に対しても、消費者に対しても、誠に安定した安心のできる方策と言わなければならぬのであります。て、かかる措置に對しては毫も反對する理由を發見できないのであります。

○委員(羽生三七君) 多数であります。従つて本案は多数を以て修正可決されました。

○委員(羽生三七君) 多数であります。従つて本案は多数を以て修正可決されました。

○委員(羽生三七君) 多数であります。従つて本案は多数を以て修正可決されました。

○委員(羽生三七君) 多数であります。従つて本案は多数を以て修正可決されました。

○委員(羽生三七君) 多数であります。従つて本案は多数を以て修正可決されました。

○委員(羽生三七君) 多数であります。従つて本案は多数を以て修正可決されました。

○委員(羽生三七君) 多数であります。従つて本案は多数を以て修正可決されました。

○委員(羽生三七君) 多数であります。従つて本案は多数を以て修正可決されました。

なお、多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

- | | |
|--------|-------|
| 西山 龜七 | 加賀 操 |
| 山崎 恒 | 岡村文四郎 |
| 池田宇右衛門 | 滝井治三郎 |
| 白波瀬米吉 | 北村 一男 |
| 宮本 邦彦 | 赤澤 與仁 |
| 飯島連次郎 | 三浦 辰雄 |
| 駒井 藤平 | |

○委員長(羽生三七君) 本日はこの程度で散会いたします。

午後三時四十六分散会

昭和二十七年五月三十日印刷

昭和二十七年五月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所